

教育民生常任委員会

(平成26年 8 月 12 日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。ただいまから、教育民生常任委員会の所管事務調査を行いたいと思います。

傍聴の方は、市民の方1名がおみえになっております。それから、土井委員は体調どうか、ケアをされて欠席というふうにご連絡が入っていることをご伝えさせていただきますとともに、諸岡委員は30分ほど遅れるというふうにご連絡をいただいておりますので、よろしくごお願いをいたします。

それでは、本日の進め方についてですが、事項書をごらんいただきますように、こども未来部関連の所管事務調査を引き続き行っていきたいと思っておりますので、よろしくごお願いをいたします。

前回に続き、保育園、幼稚園及び学童保育所の課題についてというのを議題として行っていますが、前回、保育園、幼稚園及び学童保育所の現状について大きいところから資料をつくっていただいて議論をさせていただきました。本日は、その中で特に議論になっている、今後も多分課題として議論していかなきゃいけないというところで、幼稚園と保育園における今後の新制度移行についてという部分と、それから、学童保育所における運営や人材確保、環境整備など今後のあり方についてというところに絞って話をしていただきたいというか議論をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくごお願いをいたします。

若干、その辺を含めた資料をつくっていただいておりますので、保育園、幼稚園の今後、特に私立幼稚園の課題に対して今後どうしていくかということ。塩浜みどり園の幼保一体園の現状と課題検証とかという部分を説明いただいて、その後、幼保について、それから、学童保育においても、あわせて今後のあり方について議論をしていきたいと思っておりますし、前回は学童保育と、それから幼稚園、保育園と一緒にしましたが、きょうは、まず幼稚園のほうの説明をいただいて、そして、その後、学童保育ということでちょっと分けて議論をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、できればきょうは議員間討議のほうを重きを置いてさせていただきますことを冒頭ごお願い申し上げます。

それでは、部長、まず一言ごお願いいたします。

○ 市川こども未来部長

こども未来部長、市川でございます。

7月22日に引き続き、保育園、幼稚園及び学童保育所の課題について議論をいただけるということで、きょうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

うちは、8月定例月議会に、保育園に関しまして、ちょっと条例の改正の議案上程を予定しております。それにもかかわる部分もございますので、今回、新制度に移行した場合、どういふうな形態になるかということにつきましてもご説明させていただきたいと思ひます。どうかよろしく議論のほど、お願ひ申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、保育園、幼稚園及び学童保育所の課題について、理事者から、きょうの資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤保育幼稚園課長

おはようございます。保育幼稚園課長、伊藤でございます。

資料のほう、1ページのほうをごらんください。

新制度への移行ということで、保育園、幼稚園の新制度における形態ということで、まずまとめさせていただきました。

1番といたしまして、保育園の形態でございます。

公立保育園、私立保育園を問わず現行の保育園は新制度におきまして、いずれも施設型給付の対象の施設となります。

形態といたしましては、保育園そのままの形態のもの、もしくは、認定こども園の形のもの、また、幼保連携型の認定こども園を考えられる場合はこちらに移行する場合も考えられます。

2番目といたしまして、保育の必要性の認定でございます。新たに保育の必要性が導入されてまいります。

新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用できるよう、保育の必要性の認定が導入されます。保護者の就労状況に応じて、保育標準時間、保育短時間が認定されます。現行制度の公的保育の対象は保育標準時間に相当いたします。

下の表のほうをごらんください。

3歳未満児でございます。まず、3歳未満児、3歳以上児、両方ともが書いているんですけども、保育の必要性がある場合は、3歳未満児は3号認定となります。3歳以上児については2号認定となってまいります。また、3歳以上児で保育の必要がない場合は1号認定として教育標準時間となってまいります。

下の説明書きのところなんですけれども、教育標準時間につきましては主にフルタイムの就労を想定しておりまして、現行の11時間の開所に相当いたします。保育短時間につきましては主にパートタイムの就労を想定しておりまして、8時間相当になります。保育標準時間につきましては、1日4時間の幼児教育の時間となります。

先ほど説明もさせていただいたんですけれども、まず1号認定というのは3歳以上の子供で保育を必要としない児童でございます。幼稚園になります。2号認定は、3歳以上児で保育を必要とする児童。3号は3歳未満児で保育を必要とする児童ということで、現行の保育園になります。

2ページのほうをごらんください。

利用者の方の手順でございます。流れ図のほうの上の二つが新たに今回加わるものでございます。

保護者としては、まず最初に、保育の必要性の認定の申請という形になります。その申請を受けまして、市のほうでは必要性の認定証の交付をいたします。

その後、保護者はその認定証の交付を受けて利用の申し込みをするという形になってまいります。ただし、右側のほうをごらんいただくと、この手続が同時に手続可能でございます。そのため、従来と同じように入所申し込みのときに保育の必要性の認定の申請をいただき、同時に利用の申し込みをしていただくという形になってまいります。その後、希望される保育所への入所調整をさせていただいて、なかなかそういったところをご利用いただきにくいところについては、空きの状況なんかはこちらのほうから提供させていただいて、入所の調整をさせていただき、保育所の利用という形になってまいります。

下の米印のところなんですけれども、新制度におきましても保育所の利用につきましては基本的な仕組みは変わらないという形になっております。

4番といたしまして、保育の必要性の認定でございます。

今回、8月定例会議会で条例のほうもご審議をいただく格好になります。

まず、保育の必要性の認定に当たりましては、事由、区分について国が基準を設定して

まいります。

事由についてでございます。現行の保育に欠ける事由というのは、就労につきましては昼間労働をされることが常態化しておることになっておりました。それが新制度におきましては、フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労が対象となっております。

また、新制度の下線の引いてあるところの6番、7番、8番、9番でございます。

6番、求職活動、7番、就学、8番、虐待やDVのおそれがあること、9番、育児休業取得時の取り扱い、これにつきましては新たに加わったものでございます。

本市におきましては、保育に欠けるという現行の要件の中で、それに類するものとして既に運用しておりまして、この新しい事由が加わったことで新たに保育の必要性で入っていただく方がふえるということではございません。

3ページのほうをごらんください。

幼稚園の形態でございます。上段に公立幼稚園、下段に私立幼稚園を記載させていただいております。

公立幼稚園につきましては、全て施設型給付のほうへ移行をいたします。私立幼稚園については、現在、私学助成で運営をいただいておりますところについて、従来どおり私学助成で運営される場所、もしくは、施設型給付を選択される場所が分かれてまいります。

下の米印のところをごらんください。

私立幼稚園につきましては、新制度導入に向けて、施設型給付対象施設となるか、私学助成対象施設として継続をするかを選択いただく格好になります。

また、平成27年度以降、導入された以降にもそういった形での移行を考える場合は、それも可能となっております。

6番目といたしまして、私立幼稚園が新制度に移行した際の利用、公費の流れでございます。

利用者につきましては、まず1番として、認定の申請、2番、教育・保育必要量の認定、3番といたしまして、その後、入園申し込み、入園許可という形になってまいりますけれども、保育園と同様、1番の認定と3番の入所申し込み。2番の必要量の認定と4番の入園許可は同時に手続がとれるようになります。

矢印といたしましては、今、利用者から市のほうへの矢印になっておりますけれども、同時にできるということで、直接、園との矢印のほうに運用としては変わってくるという

形を考えているところです。

一番下の説明書きのところをごらんください。

施設型給付対象施設に移行した場合、公費の流れは大きく変わってまいります。園につきましては、従来、県からの私学助成が市からの施設型給付という形に変わります。また、利用者につきましても、市からの就園奨励費が、市が定める所得に応じた保育料ということで保育料自体が変わってくるという形になります。

次のページのほうでちょっと詳しくご説明をさせていただきます。4ページのほうをごらんください。

公費の仕組みでございます。

現行制度につきましては、私立幼稚園のほうは保育料に合わせて県からの私学助成のほうで運営をいただいております。実際、利用者の保育料につきましては、園ごとに金額が設定されておまして、同じ園では同じ金額の保育料が決まっております。その納めていただいた保育料に対して、就園奨励費として所得に応じて助成を利用者の方にさせていただいておりますというのが今の仕組みでございます。それが、施設型給付をご選択いただき新しく移行しますと、保育料自体が、まず所得に応じた保育料の設定になってまいります。その保育料に合わせて、市のほうからの施設型給付を合わせた分で運営をいただくという形になってまいります。

利用者につきましては、それぞれ同じ園であっても利用料、保育料に違いがあるという形になってまいります。下の説明書き、一番下のところになるんですけども、同一市町村内の施設型給付対象幼稚園では、園による保育料の違いはなくなります。四日市市内の施設型給付で、今までの園ですと、それぞれの園のほうで保育料を決めていただいていたんですけども、施設型給付を受けてみえる園については同じ保育料の設定になってまいります。

5ページのほうをごらんください。

教育標準時間を受けた子供の利用者負担額、大体幾らぐらいを国のほうが考えておるかというところの表でございます。

現行というところが、実際、一定額を払っていただいた後で就園奨励を利用者の方にお戻りした後の実際の利用者負担額でございます。収入に応じた金額として出ておるんですけども、これが、平均値から出したものになっております。新制度のほうに移行しますと、今の保育料水準をそのまま基本としております。これが、今回、国が上限として示し

てきておる保育料でございます。

9番といたしまして、園児1人当たりの運営経費の現状でございます。

私立幼稚園は、平成26年度の予算ベースでございますけれども、園児1人当たり経費として44万232円となります。

その内訳といたしましては、保育料、実際の利用者が負担をいただいた保育料が17万2730円、就園奨励として戻った分が10万6678円、私学助成として県のほうからの分が16万824円ということで合計44万232円となっております。

1カ月に換算いたしますと1カ月3万6686円となりまして、実際、四日市市内の14園の幼稚園の保育料につきましての平均値が2万3284円となっております。個人負担が1万4394円、就園奨励等の補助で8890円、私学助成が1万3402円となります。

参考として、ちょっと6ページのほうを先に、公立のほうを説明させていただく前にごらんいただきたいと思えます。

参考資料として、6ページ、7ページ、8ページが公立幼稚園の平成21年度ベースの決算の分析したものでございます。

23園の施設でトータル的に9億600万円がかかっておりました。1園当たり平均で3939万円でございます、在籍児童1人当たり66万円でございます。なお、人件費が7億9000万円ほどございますので、トータルコストのうち87%ほどが人件費に当たっておるのが運営の実態となっております。

資料のほうは、9ページから11ページにかけまして、保育園のほうもこちらのほうに合わせてつけさせていただいております。

もう一度、5ページのほうへお戻りください。

公立幼稚園でございます。園児1人当たり66万円というのが先ほど見ていただいた資料から出してくる数字でございます。個人負担といたしましては、1カ月6900円の保育料で運用いただいておりますもので8万2800円、残りの部分の57万7200円が公費の負担となっております。1カ月換算で5万5000円となります。

参考といたしまして、今回、新制度に移行するに当たり国の提供のデータでございますけれども、公立幼稚園園児1人当たり42万円、1カ月3万5000円ということで積算されております。これは1クラス35人の運営という中での積算となっております。ここまですの今の新制度に向けたものでございます。

資料のほう飛びまして、申しわけございません。12ページのほうをごらんください。

今現在、塩浜幼稚園、塩浜保育園のほうで幼保一体化園として運営をさせていただいております、その現状と課題でございます。

平成18年度から幼保一体化園として運営をさせていただいております、ことしで9年という形になります。

今現在の、4月1日現在の、その園児の状況と職員の配置の表でございます。

5歳クラスにつきまして、保育園籍が15名、幼稚園籍が10名の25名で、4歳クラスは、保育園籍が19名、幼稚園籍が4名の23名で、それぞれ職員といたしましては、5歳クラスのほうが保育士1名、教員2名、4歳クラスが保育士3名、教員1名という形になっています。

特に、特別支援保育の拠点園という形になっておりますので、職員数が多いところについては特別支援の加配の職員という形となっております。

2番目といたしまして、子供の姿や保育の内容でございます。

保育時間や夏休みの長期休み、行事の代休、こういった違いはございますけれども、園児に戸惑いは見られないということで、保護者も自然に受け入れていただいております。

幼稚園児も1歳から3歳の園児とかかわることができて、異年齢のかかわりを通した体験をしていただいております。

保育園における家庭との緊密な連携のもと、養護と教育を一体とする内容と、また、幼稚園における幼児の欲求、好奇心を重視して、環境を通して行う内容の双方を取り入れて園活動を展開しております。

自園方式の給食でございますので、みんなが同じものを食べるということで、園児も身につく力があるということで、保護者のほうも満足の声が多うございます。

保護者同士のつながりといたしまして、送迎時間がどうしても違うということで、その連絡としては電話やメールなどでやりとりをして協力をいただいている状況がございます。そういった中で、給食試食会とかクラス懇談会、育児参加などは、幼稚園籍、保育園籍の保護者が集える場ということで、そういった雰囲気づくり、時間なんかの設定に取り組んでおるところがございます。

13ページ、4番の研修の体制でございます。

幼稚園、保育園の両方の研修を受けるといことができます。また、その1例としてとこのをちょっと見ていただきたいんですけれども、一人一人の子供の姿を捉えることに長けている保育士と、教材を生かして保育することに長けている幼稚園教諭、これらが話

し合い、学び合うことが幼保一体化園の強みとなっております。

5番、成果でございます。

子供が少なくなった塩浜地区におきまして、就学前に必要な集団生活の経験ができるということと、また、それぞれ取り組んでいる活動、その経験ができる。また、自園調理の給食でございますので、五感を使った食育ができる。また、保護者につきましては、就労の状況に変化があった場合でも、同じ園で同じクラスで環境を変えることなく継続して通園いただくことができる。

6番、課題でございます。

やはり、保護者の送迎時間が違うということで、保護者間の交流の方法であったりとか、こういった機会を設けていくのかというのが課題としてあります。

また、保育園と幼稚園の職員がそれぞれの得意分野を生かして、保育内容や保育環境を研究しながら保育を進めておりますけれども、さらに質の高い保育を提供していかなければいけないということが課題かなと思います。

また、その他の幼稚園では、夏休みに集中的に職員の研修なんかを持てるんですけども、保育園のほうですと夏休みもないということで、年間を通して計画的に研修の機会を設けておることがございます。そのため、ほかの幼稚園のほうから転勤をしてきた職員につきましては、どうしてもその勤務体制であったり、職員の研修の違いに戸惑いを感じるということが生じておるとというのが課題となっております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 加藤こども未来部次長

こども未来課、加藤でございます。

続きまして、資料の14ページをお願いいたします。

大きな3番、子ども・子育て会議の経過について、説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援3法の成立によりまして、新制度におきましては、全国の各市町村が5カ年の支援事業計画を、平成27年度から平成31年度までの5カ年でございますけれども、それを策定することとなっておりますので、これを受けまして、本市におきまして、

昨年8月に、子ども・子育て会議を立ち上げまして協議を重ねているところでございます。

その新制度の概要でありますとか会議の内容につきましては、昨年から適宜、教育民生常任委員会協議会におきましてご報告をさせていただいておりますけれども、今回、計画策定に向けたこれまでの経過と今後のスケジュールをごらんいただきながら、会議の経過についてご説明をさせていただきます。

まず、14ページの左側でございますけれども、平成25年度から26年度にかけての計画策定のフロー、図の真ん中、中段あたりにおきましては、国と市との基準制定のフロー、それから、これらの流れを受けまして、一番右側でございますけれども、子ども・子育て会議の開催について図であらわしたものとなっております。

まず、平成25年度におきましては4回の会議を開催してまいりましたけれども、教育・保育事業等の量の見込みによる需要量を算出するための基礎データといたしまして昨年12月にアンケート調査を実施いたしまして、ことしに入ってアンケート調査結果の単純集計を行う中で、平成26年度にかけて国の手引書に基づく量の見込みの暫定数値を算出しているところでございます。

平成26年度に入りまして、4月から6月のところに囲みがございまして、そこに記載のとおり、教育・保育事業等の量の見込み暫定値、あるいは提供区域の設定等について協議をしているところでございます。

7月からは、子ども・子育て支援事業計画案を作成する中で、第1章としまして、左の7月から9月、10月から12月にかけての囲みの中のところでございまして、第1章が策定の趣旨等、第2章が基本理念でありますとか基本方針などを記載する。第3章におきましては、施策の方向でございますとか実施事業についての記載、第4章は支援事業の量、需要量の見込みと確保と、需要と供給の関係、そういったものとか実施時期等について記載をしていくということで、四つの各章で構成する形で協議検討を行っております。

計画の素案の内容につきましては、適宜、教育民生常任委員会の協議会で今後ご意見をいただきながら、その後、パブリックコメントを経まして、支援事業計画を今年度中に策定する予定となっております。

また、表の真ん中あたりの中段以降に太線で囲んでありますけれども、国政省令で提示というようなところで始まっておりますけれども、各市町村が条例等で定める基準を国が政省令で順次示しております、それに基づきまして条例を定めることとなります。①か

ら④まで記載ございますけれども、保育の必要性の認定基準、施設及び事業の運営基準と家庭的保育事業の設置運営基準、あるいは、④番でございまして、放課後児童健全育成事業の設置運営基準と、そういったものを定める各条例の制定について、今後、8月定例会、または11月定例会に上程をさせていただき、予定で準備を進めているところでございます。

15ページにおきましては、平成25年度における子ども・子育て会議の第1回から第4回で検討した内容を記載しているところでございます。また、その次の平成26年度におきましては、第5回と第6回で、今、検討、確認した内容をまとめているところでございます。

大きく五つに分けておりますけれども、最初の丸のところでございますけれども、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容を決める上で、新制度におきましては提供区域の設定というのが必要となります。就学前児童数でありますとか、保育園、幼稚園の配置状況、あるいは、利用状況等を分析しながら幾つかのパターンの中から全体としてバランスがとれている、いわゆる偏りが無いようなもの。提供区域を市内で三つのブロックに分けて右のエリア図で示しておりますけれども、こういった考え方で引き続き検討しているところでございます。

三つ目の丸以降につきましては、先ほど条例の話させていただきましたが、認定基準等について、あるいは次世代育成支援後期行動計画について、あるいは子育て支援事業計画の素案等について協議検討を行っているところでございます。

次に、16ページをお願いしたいと思います。

大きな4番目で、学童保育事業の現状についてというところでございます。

学童保育事業につきましては、前回7月22日の所管事務調査におきまして種々ご意見をいただいたところでございますけれども、本市の補助制度についてまとめたものでございます。

1番につきましては、学童保育事業に対する補助金の交付状況というところで、地域の運営委員会が行います学童保育事業が円滑に運営されるように、国、県の補助制度を活用するとともに、必要に応じて加算、あるいは市単独で補助を行っております。その直近3カ年の補助金の交付の総額の推移をまとめております。

2番目といたしましては、各種補助金の内容について説明をさせていただきます。

まず、運営費補助金についてでございますけれども、学童保育所の開設日数と受け入れ児童数に応じて運営基本額が決まっております。二重括弧で囲んであります中段の囲み

でございますけれども、それぞれ人数等、開設日数に応じて変わってまいります。その上で、基準日数でございますとか基準時間を超える部分に対する加算、あるいは障害児の受け入れ人数に応じた加算、あるいは建物や土地使用料に応じた加算がございます。

17ページの上でございますけれども、直近3カ年の運営費補助金の推移を示させていただいております。

次に、その他の補助金、この黒のひし形をつけておりますけれども、その他の補助金としまして、記載のように備品整備費の補助金、建築費の補助金、AED整備費の補助金、常勤指導員確保支援の補助金、就学援助家庭等利用支援の補助金、窓ガラス飛散防止費補助金について、補助対象経費でございますとか補助額を一覧表にしております。

また、一番下に、それぞれの補助金の直近3カ年の推移をまとめておるところでございます。今後、平成27年4月の施行に向けまして学童保育所の設置及び運営の基準を条例で定めることとなりますけれども、学童保育所の実情等を踏まえまして現行の補助制度の検証、見直しが必要であると考えております。

最後になります、18ページでございます。ちょっと横使いになっておりますので、申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

3番としまして、近隣他市の学童保育事業の実施状況と本市との比較というところでまとめたものでございます。

こちらにおきましては、各市の学童保育所数と設置運営形態、あるいは、運営主体、公共施設の活用状況、あるいは、運営経費と施設整備に係る市の負担額についてまとめたものでございます。

下の小さな囲いの部分につきましては、各市が市単独で補助を行っている内容を一覧にしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

資料の説明については、お聞き及びのとおりでございます。

まず、そうしたら、保育園、幼稚園の今後の新制度の移行についてというところで、この資料についての質問と、また意見等を幼保のほうから議論していきたいと思っておりますので、委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、私のほうから、まず塩浜みどり園の幼保一体園について検証等をしていただいています。一般的な幼保一体化園と、塩浜みどり園はたしか特区で、施設も幼保一緒に使えとかいう特区申請で、特区を受けて運用されていると。通常の幼保一体園となると、特区を受けていないと幼稚園と保育所は別々で教室を使わなきゃいけないとかいろんなところがあるので、その部分の説明と、それから、新制度に移行するに当たって、今の幼保一体化園と、それから、認定こども園と言われている、認定こども園も幾つかタイプがあるんですが、その辺もうちょっと詳しくご説明いただけますでしょうか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

今の塩浜幼稚園、塩浜西保育園につきましては、特区の申請をさせていただいて、幼保一体化園として運営をさせていただきます。

委員長のほうからもご説明いただいたんですけども、一つのクラスで、4歳のクラス、5歳のクラスには保育園籍、幼稚園籍と一緒に保育をしております。その時間が、2時半までが一体の教室の中での運営というかスケジュールで保育をしております。2時半の段階で幼稚園籍の子供だけが帰る。残りは保育園籍になりますので、保育園籍は保護者のお迎えの時間をもって帰っていくという形になっております。

そういった中で、新たな制度の中で、認定こども園という形態で、資料のほうでもあったんですけども、幼稚園ですと幼稚園型の認定こども園、保育園ですと保育園型の認定こども園という形になります。

幼稚園型の認定こども園といいますのが、認可を受けた幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園として機能を果たすタイプでございます。認可外保育施設がひっついておるというイメージのものでございます。

保育所型の認定こども園というのが、認可保育所が保育に欠ける子供以外の子供も受け入れるなど幼稚園的な機能を備えていることで認定こども園として果たすタイプでございます。あくまでも幼稚園の教育の施設には該当いたしません。

ただし、幼保連携型の認定こども園という、これ、新たな認定こども園でございます。従来の幼保連携型の認定こども園といいますのが、幼稚園、保育園、それぞれ、幼稚園につきましても認可が文部科学省、保育園については厚生労働省という形で省庁は分かれていますけれども、新たな制度の中の幼保連携型認定こども園といいますのは内閣府のもとに運営をするということで、その辺が大きく変わってまいります。ですから、施設の整備の申請であったり、それがそれぞれの省庁のほうへ行っていたものが、今回、内閣府への1本という中でのものに変わってまいります。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

何点かお尋ねしたいと思いますが、まず、この説明いただいた1ページの一番下のところです。国の制度がこういう形で新制度が整備されていくという方向に向けて、行政、受け入れ先というのはいいんですけれども、フルタイム、あるいはパートタイム、あるいは夜間云々ということですが、保護者の家庭事情によって事業者の理解とか協力、この辺のところの意味徹底されていかないとどんな制度も生きられないというか、今後、少子化がどんどん進んでいく大変な時代に向かって進んでいく中で、女性の就労というものに非常に重きを置かれる時代が来ようと思えますね。前もお話ししましたが、子供はもう社会で育てるんだということになってくる一つの一端としてこの制度があらうかと思えますが、大事なところは、事業者への理解、協力というのはどういう形で流れていくのか、どういう形で徹底されていくのか。本市の計画は平成30年度、31年度ぐらいに整備されていくということですが、じゃ、同時並行的に事業者も受け入れ態勢を整えていけるのかという、その辺のところについて、まずお尋ねしたいと思いますが。

次に、2ページの下の子育の必要性の認定というところで、下に傍線が引いてあって、8、9の虐待やDVのおそれがある、あるいは、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることという、この辺のところの判断、どういうふうな形で判断をして認定していくかという。極端なことを言うと、本来ならば認定は広き門にならなくちゃいけないけれども、狭き門でこの辺のところブレーキがかかる心配はないかということ。その点、とりあえず2点、お尋ねしたいと思います。

○ 伊藤保育幼稚園課長

ちょっと前後して申しわけございません。保育の必要性の認定の判断のほうから先に説明させていただきます。

まず、8番の虐待やDVのおそれがあることということにつきましては、今現在も家庭児童相談室、それと、北勢児童相談所等で情報をいただきながら、もちろん地域の民生委員、児童委員様とかそういった情報をいただく中で、虐待のおそれがある、ネグレクトやったりそういったことにつきましては保育所での入所を、情報をいただき連携をとりながら進めさせていただいておるところでございます、これが狭くなるということはないと考えております。

また、10番目の育児休業取得時についてでございます。

これは、従来、現行制度の中でも、国におきましては、5歳児、小学校に来年上がる子供さんについては親が下の子の育児休業の際も保育所の入所をという形を考え方として示してきておったところがございます。そういった中で、本市におきましては、3歳のクラス、4歳のクラス、5歳のクラスに既に入ってみえる子供さんの、下の子供さんの育児休業という形があった場合も継続して保育所の利用をいただいております、これも新たな必要性の事由としてはこちらのほうに上がってはおりますけれども、既にもう対応をとっておるところでございます。

○ 中川雅晶委員長

諸岡委員に言います。今、まず幼保のほうを先に進めて、その後、学童保育という形で、今、幼保です。

○ 市川こども未来部長

石川委員からご質問をいただきました、事業者の理解というのは、つまり保護者の方が就労していらっしゃる先の企業の理解ということによろしかったでしょうか。

○ 石川勝彦委員

受け入れていく体制が整っていかないと、仕事がしたくてもできない。ところが、いろいろなハードルがある、その辺のところをわかったよと。家庭の事情をよく理解して、あなたの、いわゆる希望どおりに働いていただく方向で受け入れましょうと、こういう状態に持っていけないと、将来的に長く安心して、子供が成長しても、あるいは、幼いときも

成長しても、常にとにかく働いていかななくちゃならないという、女性の就労が非常に重要になってきますよね。だから、継続性ということ考えた場合に、企業が、事業者が十分な理解を示して、事業者のほう为抓手とした、いわゆる就業規則といいますか、その辺を的確に準備していただかなくちゃいかんという、その辺のところからお尋ねしています。

○ 市川こども未来部長

今回、子ども・子育て会議の経過についても報告をさせていただきましたが、そちらのほうに、事業者代表といたしまして、1回目の男女が働きやすい企業の表彰を受けられた旭電気の社長さんにも参画をしていただいております。旭電気の社長のほうからもいろいろご意見をいただいておりますけれども、今後、企業も優秀な人材をとろうとすると、そういった女性が就業しやすい環境づくりをしていかないと優秀な人材が集まらないという時代がやってくるというふうに自分は考えているというふうにおっしゃってございました。

私どもも、例えば、今回、休職中、つまり、仕事を探すという理由でも保育園の利用が可能になってまいります。以前は、何月何日から就労しますよという成約がなければ保育所への入所がかないませんでしたけれども、こういった部分では女性の方も職探しをしやすくなるのではないかというふうに思います。

もう一つは、企業のほうに対する働きかけなんですけれども、これは商工農水部とも連携をしながら、商工会議所、中小企業同友会さん、そういったところに対して、これまで以上に働きかけをしてまいりたいし、共同でセミナーなども開催をしていきたいというふうなことで、啓発、そして、あと事業の充実、両輪でやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 石川勝彦委員

ただいま、課長から、部長から、それぞれお答えいただきましたが、2ページのところの、先ほど家庭児童相談室、あるいは北勢児童相談所等、あるいは民生委員、児童委員云々ということで、連携をとりながら行っているということですが、制度が変わるということで新たなる方向で中長期的な、いわゆる長期的なしっかり盤石な状況に持っていくための手だてというものをしっかり、マニュアルというかそういった柔軟性のあるマニユア

ルを持たないと、なかなか、この事由8番、9番というのはクリアできないと思うんですね。そして、他力本願的に家庭児童相談室、北勢児童相談所云々ということはわかるんですが、やっぱり当事者、行政としてそれなりにしっかりとした情報の確保をしながら前に進めていく、そして、しっかりと現場で受け入れていくという体制を整えていかないと安心できないわけですね、保護者として。その辺のところの今後というところに心配の部分があります。その点、再度お尋ねしたいと思います。

それから、部長のほうからお聞きしました旭電気云々ということですが、優秀な人材ということですけど、もう既に非正規社員を正規社員にしていかななくちゃならないのが、ここ迫っていますよね。人手不足の時代、完全に人手不足になるわけですね。企業が維持していこうと思うと、縮小するのなら人減らしも自動的に減っていくのはしようがないんですけども、維持していこうと思うと優秀な人材といっても、今はもう適性検査で簡単に入れていると、あるいは、非をとって正規にしておると、もうせざるを得ないという状況が出てきているんですね。新聞に載らないのは、どーっと雪崩現象になってきておるものですから出てきていないんですけども、今後そういう問題は、余り事業者の代表というても、旭電気さんが優秀な代表であっても、やっぱりみんな一緒になくちゃいかんわけですね。どの大きい企業も中企業も小企業も零細企業も一緒になくちゃいかんわけですね。そういう安心した職場、受け皿を確保していくということが今後の大きな課題であらうと思うんですね。

女性の就労というものは、もう必然的にしていかななくちゃならない。日本の経済をある程度まで維持していこうと思うと、女性の就労は絶対的に必要性が高いわけですね。そういう意味から、授かった子供をいかに育てていくかという、この辺のところ。受け皿も安心したいけれども、保護者として就労の場をしっかりと安定させるために、事業者の受け入れ先が安定した状態の就業規則を柔軟性を持たせた形で、時代を先読みしたような形で受け入れていくという、その辺のところの大事かなと思うんですが、何かコメントありますか。

○ 中川雅晶委員長

労働環境についてですけど、答えられますか、大丈夫ですか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

済みません、労働環境のご質問をいただいたんですけど、その前に、やはり柔軟性のある保育所での入所の受け入れということをして石川委員のほうからいただきました。今まで以上に関係機関との連携はもとより、実際に今までですと関係者とのケース会議なんかもさせていただいている中で、園に来ておる子供の関係者はそこに参画はしておるということがあるんですけども、それ以上に、その家庭の中で未就園の子がおるようなケースであったり、全くその子が上の子で未就園の状況であったりといふとなかなか園のほうでの情報がとりにくいのがありますので、そういったものにつきましても積極的に情報収集をする中で、そういったところへの参画も今後進めていく必要があるのかなと考えております。

○ 石川勝彦委員

それぞれ、ありがとうございました。

いろいろ申し上げましたので、しっかりそれを受けとめていただいて、今後の対応と。労働条件云々ということにもなってこようかと思いますが、その辺は横断的に取り組んでいただかなくちゃ、せつかくこども未来部が盤石な形で支援新制度を受け入れて、粛々と進めていただくにしても、今言いましたように保護者の受け皿の問題がしっかりとしたものにならないと、せつかくの制度がぼしゃってしまうという可能性だってありますよね。犠牲になるのは子供ですよ。だから、その辺のことにならないように、最終的に日本の国がどうなっていくかというその辺にもつながっていくかと思いますが、しっかりと横断的な取り組みをしていただきたいと思います。

続けてよろしいか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 石川勝彦委員

前回もお話ししましたが、私立幼稚園って、何のメリットもないというようなことをやっぱりその後も聞かせていただいたんですが、本当にそうなんですか。

それから、その辺のことについても恐らく簡単に答えていただけるのかなと思いますが、ただ、説得力を持って、尋ねられた人に私が説得できるかというのは別の問題としてお答

えいただきたいと思います。

それから、新制度になることによって、認定こども園となっても、あるいは幼稚園のままでも、正当な理由がない限り希望者の入園を断ることはできなくなりますね。その点は、たしかそういう制度だと思いますが、その辺はどのようにこの問題をクリアされているのか、これは大事な問題であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

資料のほうの4ページをちょっとごらんいただければと思います。

現行の私学助成対象幼稚園の、その下のほうにちょっと書いてあるところなんですけれども、今現在、私学助成のほうですと、これは幼稚園の自主的な運営を支援していく制度でございます。ですから、それぞれの園のほうで決められた保育料を集めていただいて、そのほかに県からの私学助成を受けて、園の特色のある自主的な運営を支援しておるのが今の制度の内容でございます。

新しい施設型給付の対象といたしましては、子供の教育・保育を保障していくということで、自主的なものではなしに、決めた保育料に合わせて国からの施設型給付を受けていただいてやっていくという形で、ここの考え方が大きく変わってくるかと思えます。

今現在、運営をいただいております中で、実際に自園のほうの自主的な運営をやっていく中で、運営に支障がないと。特色がある幼稚園の運営活動をされておられて、運営上支障がないということですね。なかなか新しい給付の制度のほうへの移行は考えられるのは少ないかなということになってこようかと思えます。

あと、入所の希望を受けた場合に、正当な理由がないと断ることができないというのは石川委員のおっしゃられるとおりで、正当な理由というのは何かといいますと、やはり運営の定員でございますね。定員をオーバーしておる場合は、やはり断るという理由の一つになってこようかと思えます。その際に、優先的な入所のご利用という形でございます。これは園ごとにそれぞれ決めていただく中で、運営基準という中で、それを明記して保護者に説明をして、ちゃんと正当な理由の中でお断りをし、また、保育所であれば、もちろんのこと希望園以外のところでのあっせんであったり入所調整というのは従来どおり、同じように市のほうが主体となって取り組むという形になります。

○ 石川勝彦委員

ありがとうございました。

さきの質問の私立幼稚園については恐らく、恐らくというよりもそれぞれ私立幼稚園というのは特徴がありますよね。もう既に特徴を出し切っておるといえるのか、子供を確保するために魅力を——目の前に人参をぶら下げておるといえるわけではありませんけれども——いい話を持って行って、それを、入ってみたらやっぱりそうだというふうな状況のもとで、今、私立幼稚園というのは経営されているんですよね。だから、その上に、いわゆる先読みしておるといえるようなのは、私は、現在の私立幼稚園の実態かというふうに思うんですね。

だから、その辺のところはもう既に行われておるわけですから、その上に自主的運営云々ということになるとやっぱり何のメリットもないなど、こういうことを言われるのも無理はないなというところがありますよね。だから、今の説明ですと私立幼稚園というのは何ら努力もしていないということではないにしても、やっぱりそれなりの特徴、伝統をしっかりと築きながら、そして、前に向かって時代に合った受け入れをして巣立ってもらえるような形でしっかりとやっておられるということは言えると思うんですよね。その点のところ、なかなか先ほどの説明では説得力のない説明であったような気もいたしますので、さらにもう一度考えていただかなくちゃいかんかなと思います。

それから、あとの希望者の入園を拒むことができないというその後の、この辺のことで、定員オーバーしたら、いわゆる運営上の基準というものに合わせて、お断りして、そして、あっせんするというと今と変わらないということですよ。今と変わらないということであっては新制度へ移行しておるといえることにはならないでしょう。踏みとどまって、新制度の一手手前で踏みとどまっているような感じでしょう。新制度というのはそうあってはいけないわけでしょう。だから、もっともっとやっぱり大所高所から物事を考えていかなくちゃいかんと思うんですよね。断ってあっせんするというのはもう現在の制度とちっとも変わっていないですよ。その辺のところについて、もう一つ説得力がなかったんやけれども、いかがですか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

一つの園ごとのことになりますとどうしても定員という形になりますもので、その園の中で定員を超えておるといえる場合であればそういった状況はあるかと思えますけれども、四日市全体の受け皿として、今現在のそれぞれの入所定員について、やはり希望される子

供の実態に合わせて、それぞれの年齢の定員なんかも見直しを、私どものほうからもそれぞれの園のほうにも働きかけさせていただき、今の入所の実態に合わせて受け皿を少しでも広げて新制度の開始を迎えていきたいと考えております。

○ 石川勝彦委員

先ほど言いましたように、いわゆる認定子ども園になっても、あるいは幼稚園のままでも、正当な理由がない限り云々というところ、これはやっぱり新制度になっても今言われたような形で進めていかざるを得ないけれども、やっぱりその辺のところを、新制度ということ、やはり子供さんを持つ母親としては、あれ、国の制度って変わったんじゃないのということになったときに的確な説明ができるようなことができるかなという心配もありますが、正当な理由がありますよね、定員オーバーしておるから。だから、その辺のところの今後の対応の仕方というのは、やっぱり難しいのかなと思ったりもするし、少子化になっていくからそう心配はないということもあるかと思いますが、受け皿がふえていくし、少子化が進んでいくしということで、そんな心配ありませんよというような意味合いで、私は、この新制度になっても変わらんというのを理解させてもらっておるんですが、そういうことでよろしいですか。

○ 伊藤保育幼稚園課長

石川委員がおっしゃられるとおり、今、少子化の傾向は四日市市のほうでも進んできておるところでございます。特に合計特殊出生率という形で、一生の間に女性が子供を産む数というのは、近年、1.59、四日市の最新の数字なんですけれども、若干ふえてきておる状況はあるんですけれども、ただ、実際に、その対象となる女性自体の人口が減ってきておりますので、子供の数自体は今後減少していくということが想定されております。ここ5年、10年の間に、今現在ですと2800人強の子供の数が数百人単位で減少してくるであろうということは、今回の計画の中でも十分考えていかなければいけないことでございます。

そういった中で、今の定員の部分についても1学年ごとの受け入れの人数がそれだけ減ってまいりますので、新たに、今現在、待機児童が発生しておる部分、新設でどんどん保育所をつくっていくと、その時点で受け皿がオーバーになってくるということも十分考えられますので、そういったことも十分に検討しながら、今後、保護者の支援、もちろん子供の権利、子供の利益を最重要点に考えながら、保護者の就労の支援というのも

取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

それでは、ちょうど1時間経過していますので、ここで10分程度休憩をとりたいと思います。再開は15分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

11:01 休憩

11:15 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは再開をさせていただきます。

これまで、入り口の部分の保育に必要な子供たちの認定について、また、私立幼稚園の新制度移行に関するところとか、それから、総量に対して、いろいろ質問なり、意見なり言っていました。それに関連しても結構ですし、別のところでも、この幼保のところで。

○ 豊田政典委員

新制度、3ページ以降のところの、特に幼稚園のところは今まだわかっていないので、もう少し教えてほしいんですが、特に施設型給付という新しい制度について、見方によっては私立幼稚園の公立化というか公営化的なものなのかなと思ったりするんですけど、こういった制度が新たにつくられてきた背景というのを少し教えてほしいのと、それから、もしも施設型給付に移行した場合に、運営側として、園としてのメリット、デメリットがあるかと思うんですが、そのあたりの説明と、その上で、四日市市の私立幼稚園のそれぞれの移行把握はどうなっているのかというのを教えていただきたいなと思います。

○ 伊藤保育幼稚園課長

豊田委員のほうからいただきました施設型給付への移行の背景という形でございます。これは、社会全体で子育てを支援していくという考えの中に、今回の新制度に当たりまして、前段階で、保育園、幼稚園を全て総合こども園にしていこうというふうな一つの考え

方があったかと思えます。そういった中で、やはり社会全体で就学前の子供たちを支えていこうということで考えられてきておる流れでございます。豊田委員のほうからは、全て公営化というふうな動きなのかという話とはちょっと別にしまして、社会全体で同じ仕組みの中で支えていこうというものの考え方が基本となっております。

そういった中で、園としてのメリット、デメリットという話をいただいたんですけれども、やはり、今、石川委員のほうからも、私立幼稚園というのはその設立の理念であったり、その理念に基づいた園の活動であったり、いろいろその園によって特色を出して運営をいただいております。もちろんこの中には、保育料のほかに活動に係る部分についての利用者負担を上乗せで徴収をされておったりとかいう形のものも多くあるかと思えます。

これが施設型給付に変わることで、それができないかということではございません。別に、やはりかかる部分については保護者に対して説明を加えた上で、例えば、鼓笛活動であったりとか、あと英語のことであったりとかリトミックであったりとか、いろんな活動で園のほうのものの付加したもので追加徴収を求める場合は、そういったことをちゃんと説明した上でやりなさいよというのが、新制度のほうでは運営上の基準として明確化されてくる状況であります。

ですから、新制度のほうですと今までよりもちょっと運営上縛りが出てくると、やりにくくなるといったものが形としてはあろうかなとは思われます。ただ、メリットといたしましては、今まで、どうしても小規模な園の運営の中で活動されておって、保育料と私学助成のほうだけでなかなか運営が難しいといった形の園におかれましては、施設型給付を受けていただくことでそういった運営面で、社会全体で就学前を支えていくという給付の中で運営をいただけるといったメリットが出てくるのかと思えます。

最後に、最終的には秋に、正式に、平成27年度からの移行を考えておられるのか、もしくは、それ以降の移行になってくるのかという形で、意向をとらせていただくんだけれども、今の時点でそれを前もって意向調査をさせていただきました。その中には、14園のうちの1園が平成27年度からの移行を考えておられるという形になっておるのが今の状況でございます。

○ 豊田政典委員

基本的なところがわかっていないので申しわけないんですが、今の話を聞きますと、制

度そのものは、四日市の各園ということではなくて、私立幼稚園の経営が施設型給付に変われば経営的にすごく安定するという狙いがあるのかなと。幼稚園で言えば、教育内容について今までやってきたことができなくなるわけではない、けれども、一定の縛りが、制約が発生するであろうと。そこをもう一回教えてほしいんですけども。四日市の14園のうちの13園については今までの私学助成型でいきたいと、今のところ言われているという状況ですよ。

となると、社会全体でというようなところが、繰り返しになるかもしれませんが、私立幼稚園、既存の幼稚園というものも存続していきやすいような形を一つ国がつくったと、そんな理解をしますが、制約が生じるとしたら具体的にどんなところなのか、もう少し教えてほしいなど。

○ 田宮保育幼稚園課課付主幹兼施設運営係長

保育幼稚園課の施設運営係長、田宮と申します。

制約というか、まず、当然、本体となる保育料については国の基準に基づく保育料で、基本的には市内全園の保育園の保育料は統一させていただく形になってくるということになります。

もう一つは、先ほど石川委員からもお話があったように、選考の際の基準というのは、いわゆる選考の際に正当な理由という形でそういうものをちゃんと公表して、どういう基準で選考しますよということを公表して募集をして選考していかなければならないということが定められますので、その部分については制約ということになるかというところとちょっと微妙なところもありますけれども、変わってくるかどうかとは思いますが。

○ 豊田政典委員

そうすると、今出されたのは保育料が公定価格になるということと、選考の公開化をしなきゃいけないということで、教育内容については、先ほども出たように特にやろうと思えばできる。だから、園運営としてはそんなに変わらないよという理解でいいですか。

○ 田宮保育幼稚園課課付主幹兼施設運営係長

そう考えていただいて結構かと思えます。

○ 豊田政典委員

とりあえずいいです。

○ 小川政人委員

国の示した幼稚園の場合の保育料でいくと、5900幾らとありましたやんか。5833円。ということは、定員をそこまで入れないとこういう計算は成り立たんわけやわな。そうすると、例えば10人、15人のところは物すごく費用がかかってくると、同じ値段で合わせていくとすると、統合していかなあかん。1クラス、国の基準とする定数に合わせていかんと、成り立たんわけやな。その矛盾をどうする。

料金を統一していくとすると、無理やり人数を合わせていくのか、それともまた余分な部分は市が持ち出して、今でも出しておるんやけど。そこをきちっとしておかんと、今6900円で、5800幾らでという話の世界、本当にかかっておる費用が消えていくわけやわな。だから、その辺をどうするのかというのは考えておるの。

○ 伊藤保育幼稚園課長

5ページの一番下の参考の国提供データというところで今、小川委員のほうからご質問をいただきました。

これは、国の予算ベースでの提供データにはなりません。ただ、公立幼稚園につきましては、それぞれの運営が保育料と、あとは市の公費になってまいりますので、実際、クラス運営の中で35名のところが少ない運営の仕方にもよりますけれども、やはり公費の持ち出しというのはふえてくるということです。ただ、そういった中で、35名いっぱいの運営を目指すのかといいますと、やはり公立保育園が今まで担ってきた役割であったり、やはり、今、四日市市内における公立保育園、幼稚園、それぞれ公私の保育園、幼稚園の立地の状況であったり、やはり、全てのそういったことも考えながら進めていかなければいけないと考えております。

○ 小川政人委員

だから、クラス当たりの人数というのが、国の示す人数でできるわけがないんやわな、はっきり言って。そうすると、その基準を料金設定においてだけが国の示す基準でいってしまうと非常に不都合なところが出てくると違うかなと思うのと、もう一つは、市で

標準定数がどれだけ、例えば20名とか15名とかというふうにおいて設定をしても、公費補助は施設給付型やで、国及び公費は出てきておる、出しておるわけやわな。公費に絡む部分を、定数に満たない部分のところを市で負担していくということになるような。その辺ちょっと、今までの、僕はもっと幼稚園の料金を上げる、国がみんなただにしてくれるのやったら何にも言わへんけど、今でもやっていけやんのに、大変だったのに。

○ 市川こども未来部長

小川委員からは、今後の公立幼稚園の保護者の費用負担の件、これをどうしていくのかというお問い合わせだったというふうに思います。前回もご説明いたしましたとおり、公立幼稚園、大きく定員を割り込んでいる状況があります。平均しましても定員充足率がかなり低い状態で、本当に低いところは20%台のところもございます。平均で41%という現状があります。前回の議会でご質問いただきまして答弁をさせていただいたとおり、四日市としましても、公立幼稚園、それから、保育園の適正な配置については検討していかなければいけないというふうに考えておりまして、前も申し上げましたが、この秋から検討委員会を立ち上げまして、四日市の方針を出させていただきたいというふうに思います。

もう一点、考えていかなければいけないのが幼稚園の保育料ですね。これにつきまして、県下の状況を見ましても、どのようにやっていくか。つまり、現在の一律負担から応能負担に切りかえていくかどうかというのは、これ、各市町の課題になっております。うちも情報収集をしながら、次の平成27年度の新システムと同時ということにはちょっと今のところ考えてはおりませんが、将来的にどうしていくのかということは議会の皆様とも議論しながら決めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、制度が大きく変わったときに考えていかなあかんはずやのに、何とか会議とか、年4回やるとかやったけど、もう変わって来とるって前からわかっておるんやから、やらなあかんのと違うのかと思うのと、もう一つ、私立の場合で、施設給付型にした場合に、保育料については公立と同一になるのかならんのかという部分、そこは、同じ施設給付型にするんやで公的補助も同じやと思うと、同一料金かなという思い、その辺はどう考えておる。

○ 市川こども未来部長

新制度に移行された場合、これは5ページの上段にあります応能負担の考え方でご負担をいただくことになると思います。生活保護世帯についてはゼロ円、それから、あと、21万1201円以上の方は2万5700円ということで、この体系になっていくということになります。

公立をこのような形にしていくかどうかが課題だということでありまして、私立の幼稚園が施設型給付に移行したとして、現在の公立の負担と一致させるということは、公立に合わせるんじゃなくて公立のほうがかっちのほうに合わせていくかどうか、この政策判断が迫られているということです。

○ 小川政人委員

そうじゃなくて、施設型給付の園児を押しなべて同じ料金にするということをやらなあかんのと違うかなと思います。

二重に、同じ施設型給付でも私立と公立とで保育料が違うということのないように、同じように、どっちみち両方とも四日市の子供なんやから、そこをやらんと、じゃ、公立で施設型給付で8000円ですよ、それから、私立ですよという切り方でも2万円ですよというそういうんじゃなくて、同じような料金になるような——所得によって差があるのはそれは仕方がないとしても——同じ所得の人に差がないような料金設定を考えるべきかなと思うんです。

○ 市川こども未来部長

小川委員のご意見、承らせていただきました。

私どもも、同じ施設型給付であれば同じという考え方もあるし、実際に大阪市はそのようにしていくというふうに意思決定をされております。各市町、このあたりの足並みはかなりばらばらなんですけれども、四日市としても、そういったことが課題の一つであるというふうに思っております。

○ 中川雅晶委員長

ちょうど小川委員からあったように、公立幼稚園のあり方であったりとか、それから、

私立と公立の関係性であったりとか、各自治体間の意思としてというか政策的な決定なのか、もうばらばらになっているとか、なかなか今の中でかっちりと決まっていな部分が多分にあるので、ぜひこの辺の議論をしていただきたいと思いますし、特に、私立はそれぞれの意向に沿って自主性で判断される部分は多分にあると思うんですけども、四日市市立の幼稚園をどうしていくかということは大きなここでの検討議題かなとは思いますが、その辺、もし意見があればぜひお願いいたします。

○ 野呂泰治委員

私もちょっと余り詳しいことはわからないんですけども、要は幼児教育というよりは就学前の子供さんをどうしていくかということの中から、幼稚園、保育園、最近では子供が減ってきたで両方合わせて認定こども園というふうに、国も出てきているんだけど、そもそもの、今言ったように、私立は自分のところがやっぱり経営をやっているかんで、高校でも小学校でもどこでもそうですけど、私学というのはやっぱり独自の考え方で子供を教育をしていくというそういう独自の方針を持っていると思うんですけども、公立という場合は最低限度というか、ある一定の基準はやっぱり人間皆平等ですので、所得やそんなことの差がなく、誰でもがやっぱり公平、平等に、この辺のラインまではやっぱり就学前までには身につけてほしいなというふうなことで、あと、文部科学省やら厚生労働省とか、保育園、幼稚園、それぞれの所管の関係の中からこんな園が出てきたのであって、本来はなかったんですわな。

それで、認定こども園も、はっきり言って、いろいろ女性の方のいろんな子育ての時間がなくなってきたものだから、子供が減ってきたから何とか。また、待機児童も学童保育もそうですけれども、さまざまな中から総合的に、これは恐らくできていると思うんですよ。だから、あれは四日市としては、そういった子にはどういう方法が一番ええんかという非常に難しい問題で、だから、国の意向もいいんだけど、現実に子供さんの数が減っていくということは想定されるというよりか、課長、現実減っていくので、想定とかじゃないんですよ。

だから、そういう危機感というか、それなら、子供さんをどうするんやと。人口が減っていくのをどうしたらええかという基本的なことであって、人口が減るのをなくすためには、企業でもそうでしょう、企業で一時奨励金ってどんどん市でも補助していますやんか。だから、世の中のために、人が少なくなっていったら社会は成り立たないんだというそう

いう現状認識がやっぱりまだ、僕に言わせれば危機感を持っていないと思いますね。だから、お金が要るところはやっぱり要るんですよ。それを今歯どめしないことには将来、今は1000万円でもいいんだけど、将来それが10億円になるんだと。とてもできないということでは、これはもう全ての面なんです、社会の。

だから、そういう面で、四日市の水準というか基準というか、だから、行政コスト計算ばかりでも私はいかんと思うんですよ。今ここで歯どめしなきゃならんときにはやっぱりしていかないかんということやっぱり、子供さんが非常に少なくなっているのであればもっともっとこども未来部として、健康福祉部もいろいろあるでしょうけれども、介護とかいろんなものもあるだろうけれども、やっぱり今一番大事なのは、介護とかいろんなことによる施設が大分充実されておるけど、今一番大事なのは僕は子育てと思うんですよ。いろんな問題が起こっておる。人口が減っていくというよりか、都市が減っていくんだと、都市が半分になくなってしまうと。女性の数が減っていくんだというそういう危機感をやっぱりまだ持ってないと、議員さんの皆さんもどうかわかりませんがね。私はそう思っています。また、いろいろ発言します。

○ 中川雅晶委員長

ご意見、ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

公立幼稚園の話の前に、ちょっとさっきの僕の話に戻るんですけど、いい。1問だけね。現在の意向で14園中13園は現行どおりという、現時点での意向だと。なぜなんですか。経營的には公費で補填されるので安定しそうな気がするんですけど。そこに何かデメリットがあるのかなと思って。

○ 伊藤保育幼稚園課長

平成27年度からの移行を考えてみえるところは1園だけで、それ以降、これ、経過措置がありますので、ちょっと様子を見ながら次年度以降に移行をと考えてもらえるところも数園あります。実際、新制度がまだこれからスタートをしていく中で、こういった形のものになってくるのかなというのを見きわめた上で、自園の運営を新制度のほうへ移行をかけるのかどうかというのは、この後、来年以降、活発にそういった動きが出てくる可能

性は十分あります。

○ 豊田政典委員

今のはわかりましたが、委員長の振りに合うのかどうかわからないんですけど、そもそもこの所管事務調査テーマを提案したときは、加納議員が一般質問されて、公立幼稚園の園児数が減っているじゃないか、統廃合を考えているのかというような質問をもう少し深く調査したいなということだったんですけど、前回休みましたが、事務局に聞いても余りそういった話題にならなかったって。ここをぜひ議題にしてほしいんですけど、前回の資料を見ても、定員充足率というよりも園児数が20人であるとか10人台というところは複数あるというところについて、一般質問、答弁でも一定の園児数が集団教育という観点から必要だって部長の答弁はあったにもかかわらず、それを割り込んでいる。言ってみれば不適正な園がたくさんあると。だけれども、答弁、先ほども言われたように秋以降に検討会をつくって、その先はわからない。結論が出るのはいつなのかというのも明確には答えておられないですよ。

一方で、東橋北小学校の跡地利用の話は、この前説明会がありましたけど、議案を出して、今までどおりの形で移転したいというふうな提案をされてきている。そうじゃなくて、その前に、適正規模、適正化というのを議論する必要があるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの考え方を改めてお聞きしたいなと。

○ 伊藤保育幼稚園課長

東橋北小学校の跡地の利用につきましては、地元のほうからもなるべく早く跡地の利用の方向性を決めていただきたいという中で、実際に、今、橋北幼稚園のほうはこちらのほうの、前回の資料のほうでもお示しをさせていただいておるように、4歳が12名、5歳が8名でトータル20名の園でございまして、施設のほうも、旧施設のほうが耐震補強工事ができていない状況の中で、橋北中学校で今運営をさせていただいておるという状況で、園庭であったり遊具であったり、いろんな部分で利用者の方に利便性の面等々でご負担をおかけしている部分もございます。

また、もう一つ、橋北保育園につきましては、市の中で一番古い園舎で昭和40年に建てられたものでありまして、耐震補強工事は済んではおるんですけども、今後10年、20年、30年と続けて、その施設のままでやっていけるような状況ではございませんでしたもので、

そういった東橋北小学校の跡活用を、今の市のほうの課題をどういった中であるのかという中で、保育園、幼稚園を塩浜みどり園の一体化園と同様の運営形態でもって行えれば、今の施設をそのまま有効に、それぞれの中で活用はできるのかということで今回説明をさせていただいたものでございまして、今後のあり方の検討を秋口から立ち上げさせていただいて、本格的に四日市市の就学前教育の供給の体制であったり、これは保育園、幼稚園、それぞれのものについては秋から検討させていただいて、それ以外にも、実際幼稚園のほうでは4歳、5歳を1クラスで混合クラスとして運営をしておる園も6園ございます。そういったことも含めて、子供の数が減ってくると野呂委員のほうもおっしゃっていただきました。それを、減っているのはもう今実際に減り続けておる状況の中やということを確認した上で、今後の公立の役目としてどういったものをしていくのかというのを検討させていただくという形でございます。

○ 豊田政典委員

その検討会議というのは、庁内の会議なのか、市民等の外部の会議なのか。

それから、その会議の検討結果を経て、全市的な適正配置の、適正化の結論が出る目途というのはやっぱり説明してほしいんですけど。

○ 市川こども未来部長

四日市の集団教育の考え方というのは、平成15年に四日市が目指す就学前教育のあり方についてというのを一度教育委員会がまとめております。そこで、4歳児、5歳児ともに1学級の幼児数が18名に満たない小規模園の統廃合の方向性についてはもう既に示されています。ただ、今までやってきたやり方というのは、4歳児、5歳児両学年とも10名を切って、なおかつ、総園児数が18名以下という状況が2年以上続いたときに原則として休園していくと、そういう方針でずーっと、公立幼稚園の休園、廃園というのは決められてきました。ただ、これは、将来的にその地区において子供の数の減少が数年、10年スパンで考えて回復しないという見込みがある場合は、この方針よりももう一步進めて、早く全市的な方針を出したほうが良いという判断で、この前、加納議員の質問には答弁をさせていただいたところです。基本的に、この休園基準を守っておりますと、かなり長い時間をかけて園の統合とか廃園とかを決めていかなければならないということになりますので、そうではなく、全市見渡して、公立幼稚園が何園必要で、それで、あるいは統合していくの

か、それとも保幼を一体化していくのか、そのあたりの基準についてきちんと議論をしていきたいということで今回検討会議をつくらせていただくということです。

その目途ですけれども、少なくとも1年以内にはめどをつけて、議会との議論もしながらめどをつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 豊田政典委員

最初の質問で、内部の会議なんですか、それ。

○ 市川こども未来部長

失礼しました。

公立の幼稚園の代表、それから、私立の幼稚園の代表、それからあと、保護者の代表と市民も入れた検討会議でいく予定でございます。

○ 豊田政典委員

教育委員会がやってきた小学校の規模適正化計画というか、適正化のてんまつというのをご存じだと思うし、ぜひそれをあしき教訓として、あしきですよ。基準の立て方についても議会にもいろいろ意見があることもご存じだと思います。

あしきというのはいろんな面がありますけれども、地区に丸投げしたりして地区を混乱させたというのが一番、僕は罪だと思っていますし、そういったことのないように、全市的な議論というのはいまだに教育委員会の小中学校の適正化では行われていない。そうじゃなくて、全市的な再配置というか、統合というか、一体化というか、そういう議論を始めるといことは教訓とされているのかなと勝手に思ったり、その方向でやってほしい、まずは。全体的な姿を1年以内というのも強化できると思います。スピード感としてね。ですから、同じ轍を踏まないようにしていただきたいというのをきょうのところは期待して聞かせていただきました。

○ 樋口博己委員

先ほどの豊田委員の質問に関連してくるかと思うんですけれども、14、15ページの子ども・子育て会議のことで、4月から6月の中で、量の見込み暫定値、また、教育・保育提

供区域の設定ってあるんですけれども、これは見込み暫定値というのは5カ年というふう
に資料ではなっています、また、この教育・保育提供区域、これは三つのブロックに分
けて、この表に数字があるんですが、この数字の意味する説明を一ついただきたいのが一
つと、あと、5カ年の需要計画とこの区域の数値のところ、先ほどの豊田委員がおっし
ゃってみえた適正化の会議に対してどのような意味をなしていくのか、どのような位置づ
けでこの数字を活用していくのかどうなのか、その辺のところをちょっと教えていただ
けますか。

○ 加藤こども未来部次長

樋口委員からのご質問でございますけど、15ページの部分で三つのブロックに分けてお
るというのは、それぞれ教育・保育の提供区域も含めて、いろんな形で、いわゆる需要と
供給がいかにかマッチングしているのかしていないのかということ把握するという意味
におきまして、ちょうど下のところでございますけれども、第1ブロック、第2ブロック、
第3ブロックと四角の囲みがまとめてございますけれども、いわゆる保育園、幼稚園、こ
れ、それぞれ区域内の居住率を出しております。それから、区域内での保育園、幼稚園の
入園率を定めております。算出をしております。これ、それぞれが需要と供給という意味
におきましては、保育園は全市的な地域から入園調整をしておるわけですがけれども、需要
と供給量をはかる上で、一つの試算の方式といいますか手法になりますけれども、ばらつ
きがないという意味において、三つのブロックに分けて考えていったものがうまく需要と
供給の考え方が理解できるのではないかということでの区分けをしておるというのが一つ
ございます。

それと、あと、就学前の幼稚園、保育園だけでなく、いろんな事業がございますけれ
ども、ものによっては全市的なブロックで考えておると。一つのブロックで考えていく必
要があるというものもございます。これはあくまでも今後需要と供給の中でどう考えてい
くかということでございますので、アンケート調査で実施をしていくと、今利用してい
るよりも今後利用したいという、傾向としてはかなり課題として出てくることございま
す。そういったことも含めまして、この5カ年の中でどう対応していくかと。

一つ保育園の入園ということでありまして、例えばですけれども、ある供給量が足らな
いというようなことがあったとした場合、足りない部分を5カ年でどう補っていったイコ
ールにしていくのか、あるいは、もう少し余裕を持たせるのかということを考えていく

という内容のものでございますので、まだ現在そこら辺については検討中ということで、個別のそれぞれのサービスについての区分け、需要と供給の関係を考えておるといところでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。その上で、この秋に行われる適正化の会議に対しては、この数字としては、どのような形で参考にされるんですか。全く別物という話なのか。

○ 加藤こども未来部次長

全く別物ということではありませんで、一つの参考資料といいたいでしょうか、そういった各それぞれ保育園、幼稚園の実態も当然ございますし、こういったニーズ調査を踏まえた上での統計資料ということも一つの参考資料として検討していきたいと考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、これはどちらかという、そのニーズ、需要調査であって、これがそのまま適正化というか、そういう受け入れの規模に関係してくるということではないんですかね、これは。四日市が全市的に考えると待機児童というのはゼロだという考え方だと思うんですけど、園によっては待機児童がある、園によっては不足しているという話になるかと思うんですけど、要するに、この適正化という面で、どちらかという待機児童は後追い政策になってしまっているところが多いと思うんですよね、全体としては。そういう中で、今回新たな制度に移行する中でこういうニーズ調査をして、適正化も、今後、秋に検討するという話なので、そういうのをしっかりと対応することが必要なのかなと感じているんですけども、その辺含めて少しお考えいただきたいなと思います。

○ 市川こども未来部長

この区域内入園率、それから区域内居住率等々なんですけれども、私立の幼稚園などの場合は、区域というか、かなり広域的に通園バスが運行しているということもあり、広域的に園児を集めております。だから、同一小学校に入学するお子さんの中で、この地区内の幼稚園からそのまま上がってくるお子さんが大多数だったという時代から、そうではなくて区域外の私立の園から入学してくる子が圧倒的に多いという状況が、現在のブロック

別のそういう状況の調査から見えてくるというのはございます。

だから、当然、それも公立幼稚園の適正配置のところでは考慮すべき数値だというふうには思っておりますし、先ほど樋口委員がおっしゃったのは保育園の待機児童のお話だったと思いますけれども、そのブロックの中で何歳児の受け入れ枠が不足しているのかというようなことについては、この子ども・子育て会議で見えてきたデータをベースに議論はしていきたいというふうに思っています。ですから、議論のベースにさせていただくというような形になろうかと思えます。

○ 伊藤保育幼稚園課長

それと、待機児童という形で受け皿をふやしていくというのと適正化というのはちょっとまた別にはなるんですけれども、特に待機児童はゼロ歳、1歳を中心に発生しておりますので、そういった低年齢児の受け入れの施設を受け皿としてどのように計画をしていくのか。また、適正配置というと、公立幼稚園がどうしても定員に対しての入園率が少なくなっております。これが4歳、5歳になりますので、受け皿自体、ちょっとその辺のものが、また年齢が、対象が変わってまいります。特に、将来的に子供が減ってくる中で、今、3歳以上の子供さんについては受け皿としては十分、今の状況の中でありますので、そこは適正配置の中で考えていくということになろうかと思えます。

○ 樋口博己委員

待機児童がという話ではなくて、待機児童が後追い政策になったので、そういうふうにならないようにという例ですので、その辺だけよろしく願いしたい。しっかりよろしく願います。

○ 中川雅晶委員長

今のところで、今度、保育に欠けるから保育に必要になって、1号、2号、3号認定で、マッチングさせていくというのも、これから重要な視点であるというふうには思うんですけれども、また、その辺、検討いただけますか。

○ 野呂泰治委員

先ほども僕ちょっと発言しておったんですけれども、豊田委員に行かれたので、ちょっ

と一言お答えをいただきたいなど。

それと、もう一点だけ。

今、加藤次長がいろいろおっしゃってみえたけど、需要と供給ってさ、その言葉さ、何か商売みたいなもんだわな。やっぱり言葉というのはあるところ、言葉の使い方というのは、聞き方によっては、解釈によっては随分違うんやわ。その辺やっぱり気をつけてもらいたいな。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいか。

○ 野呂泰治委員

いや、一言。

○ 市川こども未来部長

野呂委員からは、女性の数が減っていくのもっと危機感を持ってというようなお話をいただいたところです。

今回、子ども・子育ての新システムというのは、国を挙げて、危機感を持ってそれに取組むと、そういう姿勢で全市町村にこの計画の策定が義務づけられたというようなことでございます。四日市においてももちろん例外ではなく、県の平均よりは合計特殊出生率が多いのですが、それは3人目のお子さんの保育料の無料化の枠を拡大したというところも影響しているのかなとは思いますが、いろいろな制度を複合的に充実させて、なおかつ、あと、働き方の問題とか、これも国を挙げて変えていかなきゃいけないところもあるかと思いますが、市ができることを精いっぱいやらせていただきたいというふうに思います。いろいろと励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

○ 野呂泰治委員

国、国って言いますが、もう既に、国を挙げてというよりか、地方は、一番現状をよくわかっておるんやわね。それをみんな県とか国を挙げてって、国の決めていることは総合的なことですよ。決めたって2年後しか制度化されへんの、はっきり言って。だんだん、

余計遅くなっていくだけだから。

四日市がこども未来部をつくったんだから、できたんだから、もっと皆さん方、積極的に、やっぱり政策を立てていかないかん。もちろん議会も、議員もそうですよ。我々も、県とか国の言っていることばかりじゃなくて、四日市は、それこそ率先してやるぐらいのやっぱり考えを持たないと、私はいかんと思って申し上げているんですからね。そのつもりで頑張ってください。

○ 中川雅晶委員長

ほか。

○ 石川勝彦委員

最後ですけれども、14ページの、ちょっと先ほど説明を受けたときに、平成26年度のところに、教育・保育事業等の量の見込み暫定値、それから、7月、9月に入ったら、量の見込みと提供体制の確保内容ということで、量は非常に注目されておるということで、3歳児云々というお話もありましたけれども、だんだんと人口減少をしていく中で、どういうふうに量を確保していくのか。取り合いになると思いますよね。

それから、ここに全然出ていないのは質の問題です。本市の幼保の教諭及び保育士は、経験が豊かで、結構お年も召しておられますよね。平均年齢というと、私立の幼稚園、保育園から比べるとかなり大きな差があると思います。いわゆる、よく聞かせていただくのは、おばあちゃんに教えてもらっているからいいわという皮肉か、家族が核家族やから余計そうなんでしょうけれども、おばあちゃん的な人に教えてもらっている。おばあちゃん、経験豊かやでいいなというようなところから、質の問題は、経験と質とは一緒にはならないと思いますが、やはり大事なことに、中長期的な問題として計画と今後のスケジュールの中には質の問題もしっかり入れていっていただかないといかんと思いますが、この点は平成26年度のいっぱいまではありますが、その後はどのようなお考えがあるのでしょうか。期待できるのでしょうか、お答えください。

○ 伊藤保育幼稚園課長

済みません、こちらのほうは量だけが出てきて質のことが出ていないというのは、本当にこちらを見ていただく中ではそうなっております。ただ、計画の中で、それぞれ企業の

取り組みでもしかりでございます。この5年間にどういった事業展開を行う中で、いかにして保護者支援を向上していくのか、また、その中にはもちろんのこと、サービス、質の向上、職員の質の向上というのももちろん入っております。それはそれぞれの事業、この計画の中にまたいろんな事業がございます、その計画の中で今回の支援制度の中の、これも質の向上というのはいもう核の一つとも言えますので、公立を中心として私立のほうにも保育体制の質の向上には取り組んでいきたいと考えております。

○ 石川勝彦委員

新しい制度、支援新制度というのは、量よりも質の問題を重きを置いてやっていただいでこそ、先ほど来申し上げているように、安心して社会で我が子が育てられているということを横に見ながら、親は一生懸命に就労についていただくという形をとっていかないと、将来的に先細りする可能性の出ている日本の国を、あるいは、自分の生活を何とかしていきたいということになると、やっぱり働いていけなくちゃならない、そして、子供たちは成長してもらいたい、ただ、その成長も、何人も何人もたくさん産むわけではありません、産めるわけではありません。

だから、そういう事情の中で、大事な大事な子供をどういうふうに育てていくかという、全く幼保の時代というのは白紙に絵を描く、そういう意味で小学校に行ってからでは遅いというようなこともよく言われておるような時代ですので、質をあえて申し上げたわけです。ひとつしっかりお含みおきいただいて、今後に取り組みいただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

もう大分時間も過ぎてまいりましたが、ぜひ、公立幼稚園のあり方ということで、もちろんこれから1年間かけて検討されるということは先ほどの豊田委員のご質問のときもご答弁はありましたけれども、私としては、もう既に、橋北の名前が出てきたりとか、塩浜はもう既に幼保一体でされているというところで、どんな課題があるのかなというところを実は議論したかったんですが、例えば、今の幼稚園から幼保一体にするとなれば、当然給食の問題やったりとか、専用のトイレであったりとか、沐浴設備であったりとか、いろ

んな設備を改装なり設備していかなきゃいけない部分であったりとか、また、先ほどもありましたけど、保育料も一律負担から応能負担へ、また、暫定期間というか移行期間を設けるのかどうなのかと、いろんな越えなきゃいけないハードルとか、意思決定をしなきゃいけない政策的な課題があるのかなと思って、その辺をもう少し議論していきたいなとは思ったんですが、ちょっとなかなかもう時間もないので、それは次回にまた移すとしまして、あと、残りの時間で学童保育のところを、皆さん、意見がありましたりとか、質問がありましたらお願いをしたいと思うんですが。

○ 諸岡 覚委員

次回の残りの部分。きょう、今からなんですか。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、きょうはもうなかなか難しいので、次回。まだちょっと、きょうでなかなか、この幼稚園の問題は終われないし、今後いろんな検討がなされて、協議の場もあるので、やっぱり残したところの部分について、調査研究は進めていきたいと思えますし。

ちょっと残りの時間で、せっかく学童保育のものも追加資料で説明いただいたものから、その辺で学童保育の件に関して、質疑なり意見があれば、教えていただきたいというか、発言いただきたいんですが。

○ 諸岡 覚委員

だから、残りの時間、今からまだやるということ。

○ 中川雅晶委員長

いや、もうあと5分か10分ぐらいで。

○ 小川政人委員

5分か10分ならやらんでも。またにしようや。

○ 中川雅晶委員長

またにします。そうですね。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

いや、例えば、この資料の中でこれだけ確認したいとかというのがあれば、議論の中身はちょっと、なかなか短時間では難しいと思うんですが。

なければ、その学童保育の部分と、それから、今残した幼保の部分で、次回にまた持ち越しという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、本日のところはこの程度にとどめさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

じゃ、以上をもちまして本日の教育民生常任委員会、所管事務調査を閉じさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

12:05 閉議